

歴史まちづくり

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律



歴史まちづくり法とは

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な環境(歴史的風致)を維持・向上させ、後世に継承するために、平成20年11月4日に施行されました。

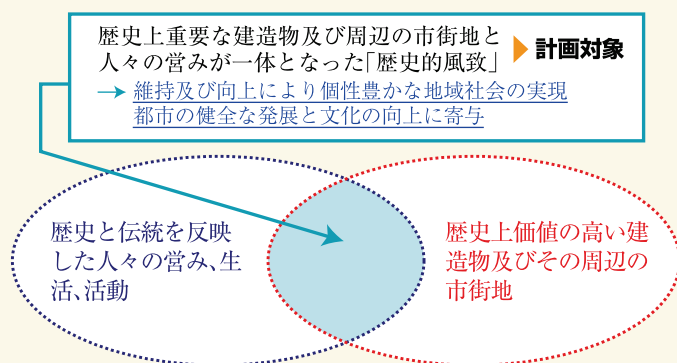
歴史的風致とは・・・

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義(法第1条)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけではなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。



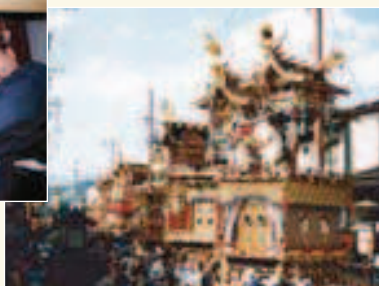
地元で「うだつの上がる町並み」と呼ばれている重要伝統的建造物群保存地区において、江戸時代に起源を持つ市指定無形民俗文化財である「美濃まつり」等の行事が継続的に実施され、良好な歴史的風致を形成している。(岐阜県美濃市)



「歴史的風致」の概念図

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の考え方

歴史的風致の構成要素である「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能に加え、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗技術等も含まれます。また、伝統的な特産物を主材料とする料理や、地域の伝統的な技術や技能による物品の展示なども「歴史及び伝統を反映した人々の活動」と捉えることができます。



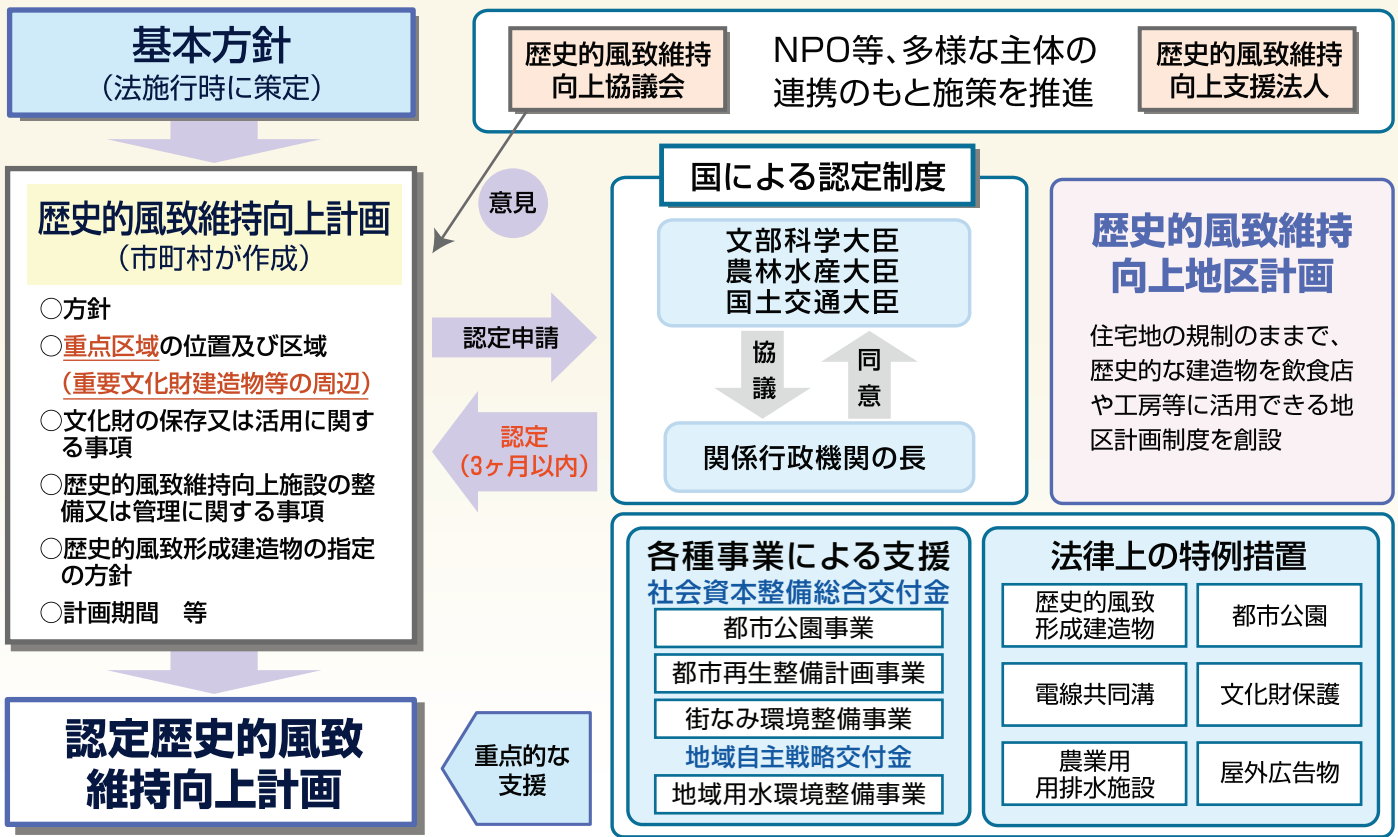
重要無形民俗文化財の例(祭礼:高山祭)



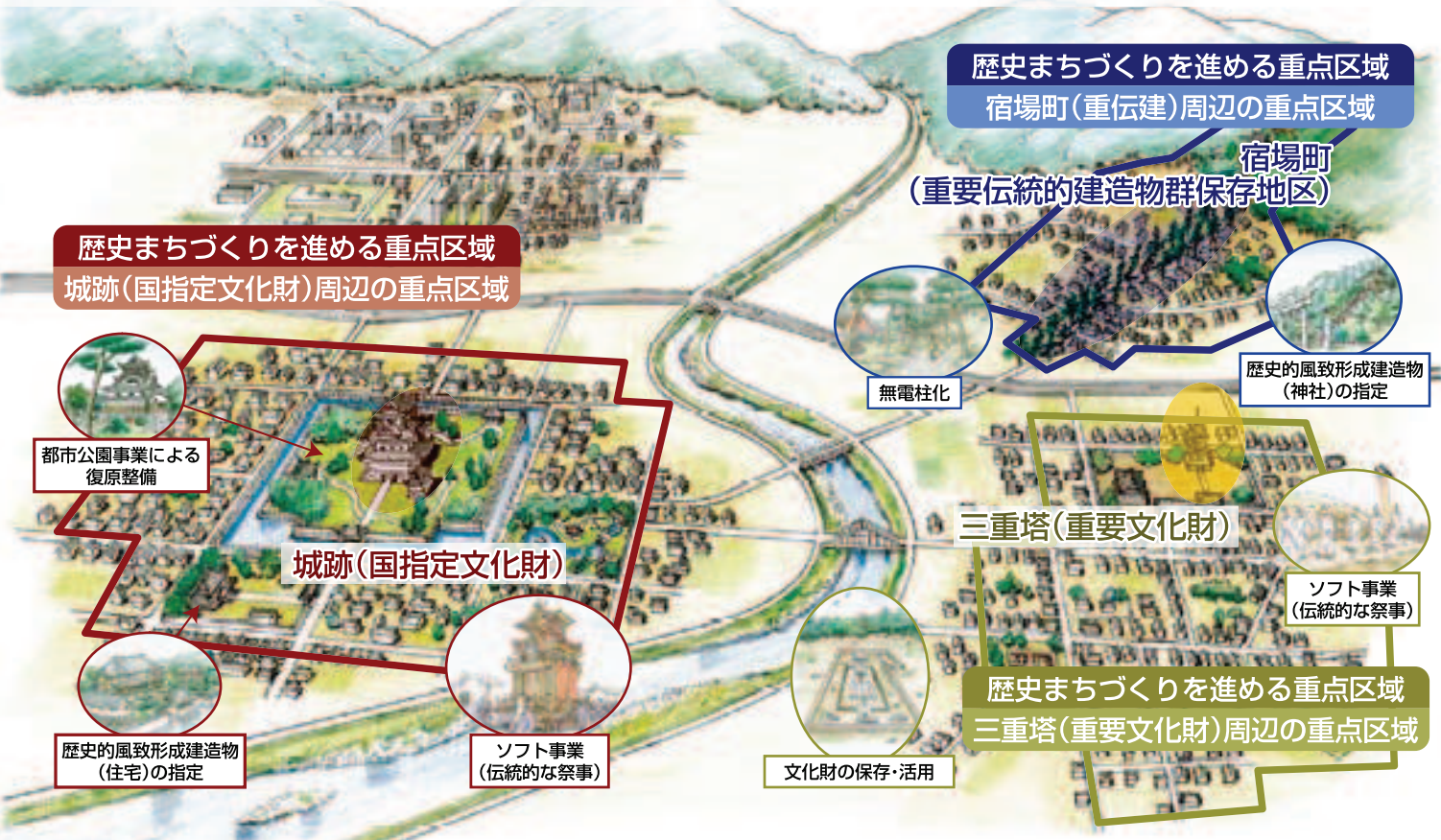
重要無形文化財の例(工芸技術:萩焼)

「歴史と伝統を反映した人々の営み」のイメージ

歴史まちづくり法の概要



市町村は、国としての基本方針に基づき、次に掲げる事項を記載した歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。なお、記載すべき事項については、法第5条第2項各号及び主務省令に定められています。



事業の概要

～認定計画に基づく事業を支援します～

街なみ環境整備事業

- ◆ 重点地区または街づくり協定等が結ばれた地区において、協議会活動、建造物の修景、地区公共施設の整備等について、総合的に支援します。
- ◆ 歴史的風致形成建造物等については、買収、復原等についても支援します。



歴史的風致形成建造物の復原・修理・買収・移設 (交付率1 / 2)

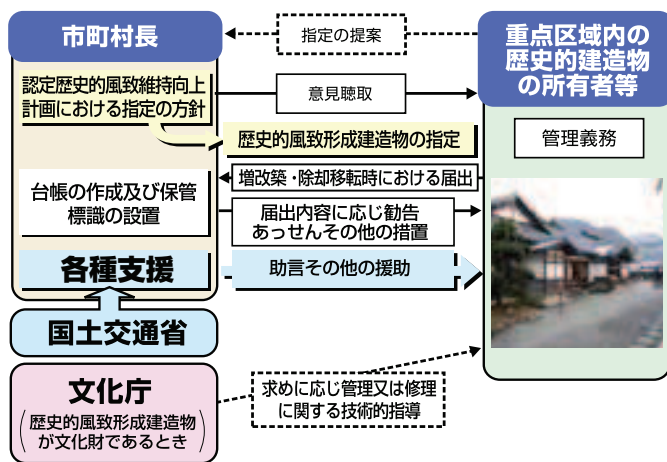
都市公園事業

- ◆ 古墳、城跡、旧宅等を復原したもので上価値の高いもの
- ◆ 公園管理者以外の歴史的風致維持向上にも支援します。

社会資本整備総合交付金

歴史的風致形成建造物 (第12条～21条)

市町村長が、重点区域内の歴史的な建造物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建造物として指定できます。

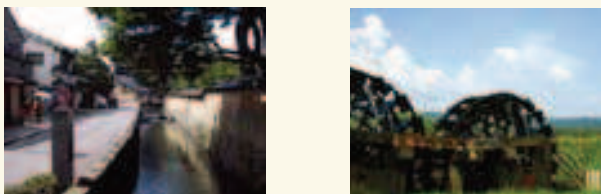


歴史まちづくりを重点

地域自主戦略交付金

地域用水環境整備事業、集落基盤整備事業

- ◆ 歴史的風致維持向上計画に定めた農業用排水施設の修復(更新)等を支援します。



まちなみの中で歴史的風致の形成に寄与している用水路の整備・管理

市街地の周辺において歴史的風致の形成に寄与している施設の整備・管理

の遺跡及びこれら
歴史上または学術
が対象となります。

地方公共団体及び
上支援法人に対し



都市公園内の城跡等の復原

都市再生整備計画事業

- ◆ 認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合には、交付率の上限を現行の40%から45%に拡充します。
- ◆ 古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等の新たな基幹事業の追加により、市町村の創意工夫をより一層活かした取り組みを支援します。



電柱電線類移設等による
魅力的なまちづくりの推進

的に進める区域
(重点区域)

都市再生区画整理事業

- ◆ 認定計画に基づく土地区画整理事業地区を重点地区として支援します。
- ◆ あわせて、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を支援します。

都市・地域交通戦略推進事業

- ◆ 重点区域内の過度な自動車交通の流入を抑制するために設けられるパークアンドライド駐車場などの整備を支援します。

城郭建築(重要文化財)

大名庭園(名勝)

まちづくり計画策定担い手支援事業

- ◆ 地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、地区計画等の都市計画決定及びこれに基づく建築物の自律的な建替を促進します。

「歴史的風致維持向上計画の認定事例」

「金沢市歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成20年度～29年度

石川県金沢市

計画紹介：<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11107/rekikenmain/fuuti.jsp>

「金沢市歴史的風致維持向上計画」では、史跡「金沢城跡」や特別名勝「兼六園」を中心とした旧城下町の区域及びこれらを取り囲む緑豊かな台地、丘陵の自然地形の一部を含む区域を重点区域とし、金沢城公園整備事業や用水整備事業、茶屋街や寺院群等の歴史的なまちなみの保存、茶の湯や能の伝統文化の継承などが位置づけられています。

金沢市の維持向上すべき歴史的風致

金沢市の歴史的風致は、その風土と歴史に根ざした都市構造を基盤とする歴史的建造物や歴史的街並みとともに、人々の生活、生業として現在も営まれている伝統行事、伝統文化、工芸技術（伝統産業）が一体となって形成される良質な市街地環境です。



金沢城跡(国指定史跡)での薪能



友禅流し(浅野川)

重点区域における施策・事業の概要

金沢城公園整備事業



河北門と橋爪門(二の門)の復元による金沢城三御門の整備、いもり堀の段階復元。

大野庄用水整備事業



既存の石積み護岸の老朽化に対する改修整備。用水沿いを快適に歩ける環境づくり。

加賀宝生子ども塾事業



市内の小中学生を対象に、市指定無形文化財指定の加賀宝生を月2回・2年間教える。

「高山市歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成20年度～24年度

岐阜県高山市

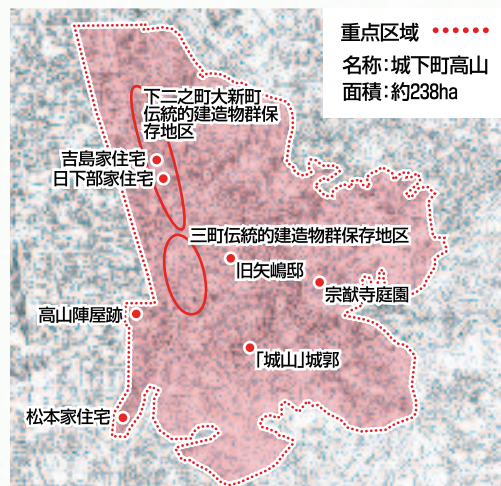
計画紹介：<http://www.city.takayama.lg.jp/toshiseibi/rekishitekihuutijikoujiyoukeikaku.html>

高山市歴史的風致維持向上計画では、三町、下二之町大新町の2つの重要伝統的建造物群保存地区を中心に、春・秋の高山祭で彩られる旧城下町を重点区域とし、旧矢嶋邸跡地を利用した拠点整備事業や、東山寺院群など文化財で地域を繋ぐ周遊路整備事業などの実施、屋台祭礼や飛騨匠の技術の継承などが位置づけられています。

高山市の維持向上すべき歴史的風致

高山市における歴史的風致は、次の2つの要素が一体となっている、その区域の環境のことをいいます。

- ① 飛騨の長い歴史と伝統によって構築された歴史的建造物とその周辺市街地。例えば日下部家、吉島家、東山寺院群などと、城下町高山全体。
- ② そのそれぞれの場所における、歴史、伝統を反映した人々の活動。例えば、城下町区域で行われる祭礼行事、寺社関係年中行事、七夕、正月行事など民間信仰関係の年中行事、伝統的な高山消防出初式、二十四日市などの活動。



高山祭の屋台行事



町並保存会の活動 七夕飾り

重点区域における施策・事業の概要

旧矢嶋邸整備事業



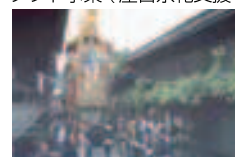
土蔵を歴史・美術展示施設として活用し、周遊ルート等の拠点施設として整備。

周遊ルート整備事業



河川沿いの道路、伝統的な生活感の残る横丁や寺院群をめぐる周遊ルートを整備。

ソフト事業(屋台祭礼支援)



高山祭祭行列の復興、活性化のための祭礼次第の整備・記録、衣装の整備。

「彦根市歴史的風致維持向上計画」

計画紹介: <http://www.city.hikone.shiga.jp/keikaku.html>

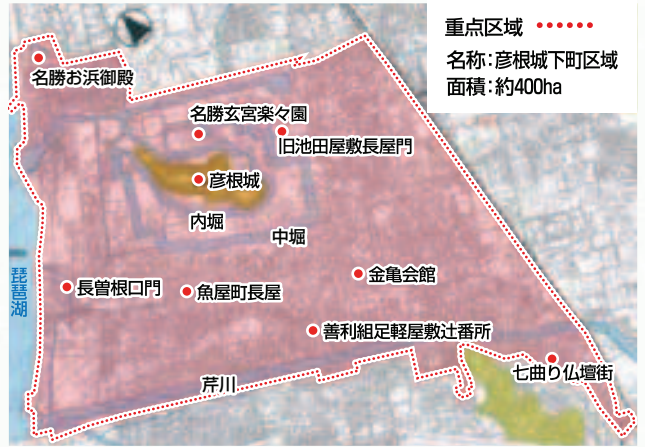
計画期間:平成20年度～29年度

滋賀県彦根市

特別史跡「彦根城跡」を中心に彦根城下町を重点区域とし、旧城下町の伝統的なたたずまいやそこに息づく人々の活動を後世にまで末永く守り育てるため、歴史的建造物である武家屋敷長屋門や代表的な町家の保存修理事業などの事業が位置づけられています。

彦根市の維持向上すべき歴史的風致

彦根は、古くから畿内と北国・東国を結ぶ交通の要衝であり、そこに息づく人々の活動は、歴史を背景に時代と地域によって異なる個性があります。彦根城と城下町を中心に、生活の中での多彩な営みによって伝統文化や伝統工芸が現代に引き継がれた良好な市街地環境を持っています。



国宝彦根城



小江戸彦根の城祭り

重点区域における施策・事業の概要

旧池田屋敷長屋門保存修理



歴史的建造物である旧池田屋敷長屋門の保存修理・周辺環境整備。

善利組足軽屋敷辻番所保存修理



善利組足軽屋敷辻番所の保存修理・周辺環境整備。

長曽根口門・外堀の復元



長曽根口門および旧外堀の保存活用するため、用地買収し復元整備。

「萩市歴史的風致維持向上計画」

計画紹介: http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/detail.html?lif_id=26988

計画期間:平成20年度～29年度

山口県萩市

重要伝統的建造物群保存地区として選定されている堀内地区をはじめとした今に残る毛利氏の城下町、また、松下村塾など明治維新胎動の地である旧松本村地区を重点区域とし、唐樋札幌跡整備事業や萩藩校明倫館整備事業などを実施するとともに、藩政期以来の伝統を反映した活動をさらに振興させる計画となっています。

萩市の維持向上すべき歴史的風致

市民の生活のなかで使いこなされ、住みこなされながら生きた遺産として受け継がれている伝統行事、伝統技法、文化、思想、さらには毛利の城下町や明治維新の貴重な史跡などが一体となって形成される良好な市街地環境があります。



堀内地区伝統的建造物群保存地区



天神祭(手廻り備え行列)

重点区域における施策・事業の概要

唐樋札幌跡整備事業



札幌跡を発掘調査や文献調査等から、往時の姿の復原を基本に整備。

萩藩校明倫館整備事業



敷地(一部)が国指定史跡の明倫小学校の校舎等修理・敷地内整備。

観音院観音堂修理事業



中国三十三観音霊場の一つである観音院観音堂の修理。

「歴史的風致維持向上計画の認定事例」

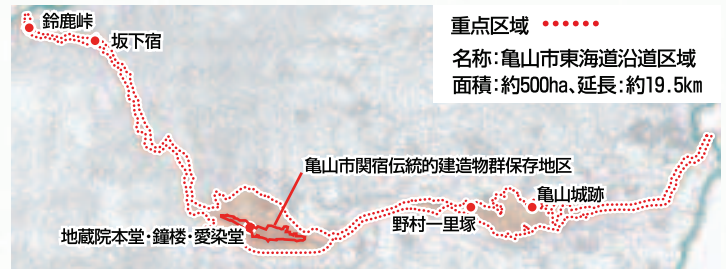
「亀山市歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成20年度～29年度

三重県亀山市

計画紹介：<http://www.city.kameyama.mie.jp/shisei/rekimachi.html>

重要伝統的建造物群保存地区である関宿を中心として、東海道五十三次の旧宿場町や街道沿道を重点区域とし、東海道街道環境整備事業や旧亀山城多聞櫓保存整備事業などを実施するとともに、歴史的なまちなみを背景として山車の曳きまわしがされる「関の山車」の祭りなどをさらに活性化させる山車会館の建設などが位置づけられています。



亀山市の維持向上すべき歴史的風致

亀山市は、東海道・大和街道・伊勢別街道などにより、「東西文化の接点」として多くの旅人たちを迎えてきました。旅人たちによってもたらされた様々な文化の中で、亀山の気候風土や慣習に合ったものがこの地に根付き、長い年月の中で少しずつ姿を変えながら現在の亀山市固有の歴史的風致を形づくっています。



関の山車



東海道を練る傘鉾

重点区域における施策・事業の概要

東海道街道環境整備事業



鈴鹿峠・太岡寺隈・野村集落・坂下宿の東海道上の街道環境を整備。

旧亀山城多聞櫓保存整備事業



旧亀山城多聞櫓（歴史的風致形成建造物指定）の保存修理。

亀山城を含む亀山公園及び周辺の歴史的環境整備事業



旧亀山城外堀の一部である公園池の外周道路整備と周辺の修景・美装化。

◎これまでに認定された歴史的風致維持向上計画

平成23年7月末現在

計画策定市町村	認定日
石川県金沢市	平成21年1月19日
岐阜県高山市	
滋賀県彦根市	
山口県萩市	
三重県亀山市	
愛知県犬山市	平成21年3月11日
長野県下諏訪町	
高知県佐川町	
熊本県山鹿市	
茨城県桜川市	

計画策定市町村	認定日
岡山県津山市	平成21年7月22日
京都府京都市	平成21年11月19日
茨城県水戸市	平成22年2月4日
滋賀県長浜市	
青森県弘前市	
群馬県甘楽町	平成22年3月30日
岡山県高梁市	平成22年11月23日
福岡県太宰府市	
徳島県三好市	

計画策定市町村	認定日
福島県白河市	平成23年2月23日
島根県松江市	
岐阜県恵那市	
富山県高岡市	平成23年6月8日
神奈川県小田原市	
長野県松本市	
埼玉県川越市	

◎歴史まちづくり法ホームページ <http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/index.html>

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

TEL:03-5253-8954 FAX:03-5253-1593 URL:<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/index.html>

文化庁 文化財部 伝統文化課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

TEL:03-6734-2415 FAX:03-6734-3820 URL:<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishifuchi/index.html>

農林水産省 農村振興局 農村政策部農村計画課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

TEL:03-3502-6004 FAX:03-3506-1934 URL:<http://www.maff.go.jp>